

通達甲（刑・総・指1）第6号

昭和53年4月1日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

### 刑事総務課指導担当管理官運用要綱の制定について

〔沿革〕平成9年9月 通達甲（副監・刑・総・庶）第17号改正

このたび、別添のとおり「刑事総務課指導担当管理官運用要綱」を定め、昭和53年4月1日から実施することとしたから、次の事項に留意し、刑事警察の運営上、一層効果が挙がるよう努められたい。

おつて、刑事指導官運用要綱の制定について（昭和39年3月23日通達甲（刑・総・管）第6号）は、廃止する。

### 記

#### 第1 趣旨

最近における犯罪情勢の推移に対応して、刑事警察の指導機能をより活発化し、警察署における捜査力の向上を図るため、この要綱を制定したものである。

#### 第2 運用上の留意事項

##### 1 刑事指導官の任務

刑事部管理官のうち、刑事総務課指導担当の管理官（修習生の指導に専従する者を除く。以下「刑事指導官」という。）は、警察署における刑事警察の管理運営その他捜査実務に関し、助言、指導及び本部各所属、方面本部、警察署相互間の意思疎通を図ることを主たる任務とするものである。したがって、刑事指導官は、各警察署を巡回し、捜査の効率的運営、捜査技術の向上、事件処理手続等の適正な執行等について具体的、直接的な指導協力に当たるものであるから、関係所属はこれを十分理解し、刑事指導官がその機能を遺憾なく発揮できるように努めなければならない。

##### 2 警察署捜査幹部等と刑事指導官との連携

- (1) 各警察署捜査幹部は、常に刑事指導官と連絡を緊密にするとともに意見を率直に交換し、相携えてその署の捜査機能の充実強化を図るよう努めること。
  - (2) 刑事部内各所属及び方面本部にあつては、所掌事務の推進意図が刑事指導官の活動を通じて、警察署における捜査の実際活動に具現されるよう刑事指導官と密接な連携の維持に配慮すること。
- 3 担当刑事指導官への連絡
- 警察署から刑事指導官に対して各種の連絡をする場合は、原則として、当該警察署を担当する刑事指導官に行うこと。

別添

#### 刑事総務課指導担当管理官運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、刑事部管理官のうち、刑事総務課指導担当の管理官（修習生の指導に専従する者を除く。以下「刑事指導官」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 刑事指導官の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警察署における事件処理に関して、助言、指導を行うこと。
- (2) 捜査運営上、指導を必要とする事項に関して、検察庁と連絡を行うこと。
- (3) 特命事項に関する指導及び調査を行うこと。

(任務の推進)

第3条 刑事指導官は、前条の任務を遂行するため常時警察署を巡回し、捜査運営上の問題点を積極的に提議させるふん困気を醸成し、その解決に努めるほか、次に掲げる事項の推進に当たるものとする。

- (1) 事件処理手続等の適正な執行についての具体的な助言、指導
- (2) 検挙事件の捜査結果及び未検挙事件の捜査経過等に対する検討並びにこれに対する助言、指導
- (3) 捜査共助の適正を期するための助言、指導

( 方面本部との連携 )

第 4 条 刑事指導官は、方面本部 ( 刑事担当管理官 ) と連絡を密にし、当該担当区域内の警察署における刑事警察運営上の問題点等について、随時意見を交換し、その解決に努めるものとする。

( 本部主管課への連絡 )

第 5 条 刑事指導官は、警察署における捜査を効率的に推進させるための必要な事項については、本部主管課に積極的に連絡するものとする。

( 事務分担等 )

第 6 条 刑事指導官の担当区域は、別に指定するものとする。

( 刑事総務課長の指揮 )

第 7 条 刑事総務課長は、刑事指導官が任務を適正に遂行するために必要な指導重点その他の事項について、随時必要な指揮を行い、その適正な運用に努めるものとする。

( 室長の調整 )

第 8 条 刑事部長が特に指名する者は、刑事指導官室長として、刑事総務課長を補佐するとともに、刑事指導官の活動が総合的、統一的に行われるよう勤務その他の調整を行うものとする。

( 連絡会議 )

第 9 条 刑事総務課長又は前条に定める者は、刑事警察運営の効率化を図るため、刑事指導官による会議等を、次により開催するものとする。

(1) 原則として毎月 2 回、刑事部内の所属長の出席を求めて連絡会議を行い、任務の推進状況を連絡するとともに、指導方策の総合的、統一的推進について相互の連携を図るほか、必要により各方面本部の刑事担当管理官の出席を求めて、刑事警察運営上の諸問題について意見を交換し、刑事部、方面本部相互間の連携を図ること。

(2) 原則として毎月 2 回、警察署における捜査運営に直結する問題点について検討する研究会を行い、その解決に努めること。

2 刑事部内の各所属長は、前項第 2 号に規定する研究会において、所掌事務推進上の問題点を検討する必要がある場合は、担当者を出席させることができる。

( 指導結果報告 )

第 10 条 刑事指導官は、毎月、前月分の指導結果を刑事総務課長に報告するものとする。